

食品営業許可申請の手引き

図面の相談

許可をとるためには基準に合った構造設備が必要です。
着工前に、お店(営業施設)の平面図を保健所に持参してご相談ください。
★浄化槽についての御相談は、市町役場担当窓口をお願いします。

お店の着工

図面を変更する場合は、保健所に相談してから、着工してください。
★井戸水使用の場合は、塩素滅菌機を設置の上、水質検査を受けてください。
水質検査の内容は担当者にお尋ねください。

申請

検査希望日の1週間前までには申請手続きをしてください。
(必要な方は、事前に提出書類のコピーをとっておいてください。)

<申請に必要な書類等>

- ① 営業許可申請書
- ② お店(営業施設)の地図
- ③ お店(営業施設)の平面図
- ④ 食品衛生責任者設置報告書
- ⑤ 食品衛生責任者の資格を証する書類(調理師免許証等)の写し
- ⑥ 井戸水使用の場合：水質検査成績書(おおむね1年以内)

検査は原則として毎週火曜日です。
申請時に検査日時を調整します。

【検査項目の例】

飲食店営業：水道法における省略できない9項目以上
製造業：食品一般の製造、加工及び調理基準に定められた製造用水26項目
(清涼飲料水製造業のミネラルウォーターの原水を除く)

- ⑦ 法人が申請する場合：登記簿謄本(おおむね1年以内、原本を確認します)
- ⑧ 手数料(飲食店営業の場合は16,000円) 栃木県収入証紙

お店の検査

工事完了後に、保健所の職員がお店の検査に伺います。
立会いをお願いします。

検査日は原則として、毎週火曜日です。

許可

検査で問題がなければ、通常1週間程度で許可が出ます。
★開店日は、余裕をもって決定してください。

許可書交付

営業許可書は、窓口に取りに来てください。
★営業許可書は、お客様から見やすい場所に掲示してください。
★食品衛生責任者の氏名を表示してください。

その他

- ・名義変更や施設の大規模な改造は、許可の取り直しになります。
- ・営業を始めた後、定期的に検便と講習会を受けなければなりません。
- ・井戸水使用の場合は、残留塩素濃度を1日1回以上確認するとともに、定期的な水質検査を受けてください。
- ・許可期限の1～2か月前に許可更新の手続きが必要です。